

議員全員協議会における発言に係る留意点について

1. 質問並びに意見について

- ・質問並びに意見は、企業団議会議員及び企業団議会議員の欠席に伴い選出市町村議会から代って出席された議員並びに企業団議会の要請により出席された企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員に限り行うことができる。
- ・発言の順序は、先ず、企業団議会議員、次に企業団議会議員の欠席に伴い選出市町村議会から代って出席された議員並びに企業団議会の要請により出席された企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員とする。

2. 発言の方法について

- ・質問並びに意見は、発言時間の制限を行わないが、会議時間に制約もあるのでより多くの議員が発言できるよう、短時間で簡潔に発言いただくことをお願いする。また、理事者の説明、答弁も同様とする。
- ・議員が質問、意見を行うときは、拳手の上、指名を受けて、選出（所属）市町村と名前を告げた後、自席において行う。
- ・理事者の説明は指名を受け自席において行う。また、理事者が答弁を行うときは、拳手の上、指名を受けて、職名と名前を告げた後、自席において行う。

3. 提出予定議案の説明に係る質問

- ・提出予定議案の説明に係る質問は「説明の中での制度、事実の確認や不明な語句などあくまでも説明中の不明な事柄に限って行う。」こととし、現状の問題点に係る対応策、また、施策、事業の今後の方針や方向性に関する質問、意見は定例会において質疑や一般質問の機会があるので、その際に行うものとする。
- ・提出予定議案の説明に係る質問は、企業団議会議員に限り、企業団議会の要請により出席された企業団議会議員を選出していない市町村議会の議員はできないものとする。